

第1回 白石・福富・有明3町合併協議会会議次第

日 時 平成15年11月1日(土)
場 所 白石町 公民館 2階ホール

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 委 嘱 状 交 付

4. 協議会委員、監査委員、幹事会幹事及び事務局職員の紹介

5. 会議録署名委員の指名について

片淵 弘晃 江口 剛太郎

6. 議 題

(1) 報告事項

- | | | |
|--------|---------------------------------------|-------|
| 報告第1号 | 白石・福富・有明3町合併協議会規約について | (報告済) |
| 報告第2号 | 協議会規約に関する協議書について | (報告済) |
| 報告第3号 | 白石・福富・有明3町合併協議会幹事会設置規程について | (報告済) |
| 報告第4号 | 白石・福富・有明3町合併協議会事務局規程について | (報告済) |
| 報告第5号 | 白石・福富・有明3町合併協議会財務規程について | (報告済) |
| 報告第6号 | 白石・福富・有明3町合併協議会現金預入金融機関について | (報告済) |
| 報告第7号 | 白石・福富・有明3町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について | (報告済) |
| 報告第8号 | 白石・福富・有明3町合併協議会公印規程について | (報告済) |
| 報告第9号 | 白石・福富・有明3町合併協議会傍聴規程について | (報告済) |
| 報告第10号 | 平成15年度白石・福富・有明3町合併協議会会計予算について | (報告済) |
| 報告第11号 | 各種業務の調査委託について | (報告済) |
| 報告第12号 | 白石・福富・有明3町合併協議会の協議のあり方について | (報告済) |

(2) 協議事項

- | | | |
|-------|----------------------------|--------|
| 協議第1号 | 白石・福富・有明3町合併協議会運営規程(案)について | (承認) |
| 協議第2号 | 合併協定項目について | (確認) |
| 協議第3号 | 合併の方式について | (確認) |
| 協議第4号 | 新町の名称(公募)について | (継続協議) |

(3) その他

今後の白石・福富・有明3町合併協議会の日程について
協議会体制について

7. そ の 他

8. 閉 会

第 1 回 白石・福富・有明 3 町合併協議会議題目次

(1) 報告事項

報告第 1 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会規約について	-----3
報告第 2 号	協議会規約に関する協議書について	-----6
報告第 3 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会幹事会設置規程について	-----7
報告第 4 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会事務局規程について	-----9
報告第 5 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会財務規程について	-----11
報告第 6 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会現金預入金融機関について	-----14
報告第 7 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会委員等の報酬及び 費用弁償に関する規程について	-----15
報告第 8 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会公印規程について	-----16
報告第 9 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会傍聴規程について	-----18
報告第 10 号	平成 15 年度白石・福富・有明 3 町合併協議会会計予算について	-----20
報告第 11 号	各種業務の調査委託について	-----27
報告第 12 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会の協議のあり方について	-----28

(2) 協議事項

協議第 1 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会運営規程(案)について	-----29
協議第 2 号	合併協定項目について	-----32
協議第 3 号	合併の方式について	-----33
協議第 4 号	新町の名称(公募)について	-----34

(3) その他

	今後の白石・福富・有明 3 町合併協議会の日程について	-----35
	協議会体制について	-----36

白石・福富・有明3町合併協議会委員名簿

平成15年1月1日

役職等	職名等	氏名
会長	福富町長	喜多輝昭
副会長	有明町議会議長	小池善夫
町長	白石町長	山崎昭維
	有明町長	片淵弘晃
議長	白石町議会議長	栗山紀平
	福富町議会議長	小野茂
議会選出議員	白石町議会議員	田中昭
	福富町議会議員	久原房義
	有明町議会議員	江口剛太郎
学識経験を有する者	白石町	香月幸雄
		北村美佐子
		副島正典
	福富町	堤熊雄
		龍ヶ江淑子
		片淵一吉
	有明町	樋口和敏
		古賀キヨミ
		高尾茂
	佐賀県総務部市町村課長	中野哲太郎

白石・福富・有明3町合併協議会監査委員名簿

監査委員	白石町監査委員	福地弘男
	有明町監査委員	陣内護

第 1 回白石・福富・有明 3 町合併協議会の報告・協議事項

番 号	項 目	協 議 等 の 経 過
報告第 1 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会規約について	第 1 回協議会[平成 15 年 11 月 1 日] 報告 (報告済)
報告第 2 号	協議会規約に関する協議書について	
報告第 3 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会幹事会設置規程について	
報告第 4 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会事務局規程について	
報告第 5 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会財務規程について	
報告第 6 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会現金預入金融機関について	
報告第 7 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	
報告第 8 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会公印規程について	
報告第 9 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会傍聴規程について	
報告第 10 号	平成 15 年度白石・福富・有明 3 町合併協議会会計予算について	
報告第 11 号	各種業務の調査委託について	
報告第 12 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会の協議のあり方について	
協議第 1 号	白石・福富・有明 3 町合併協議会運営規程(案)について	第 1 回協議会[平成 15 年 11 月 1 日] 提案 第 1 回協議会[平成 15 年 11 月 1 日] 承認
協議第 2 号	合併協定項目について	第 1 回協議会[平成 15 年 11 月 1 日] 提案 第 1 回協議会[平成 15 年 11 月 1 日] 確認
協議第 3 号	合併の方式について	第 1 回協議会[平成 15 年 11 月 1 日] 提案 第 1 回協議会[平成 15 年 11 月 1 日] 確認
協議第 4 号	新町の名称(公募)について	第 1 回協議会[平成 15 年 11 月 1 日] 提案 (継続協議)

上記について、別紙のとおり提出する。

平成 15 年 11 月 1 日

白石・福富・有明 3 町合併協議会
会 長 喜 多 輝 昭

白石・福富・有明3町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 白石町、福富町及び有明町（以下「3町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、白石・福富・有明3町合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 3町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、杵島郡白石町大字福田1312番地1に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長1名及び副会長1名は、3町の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 3町の長
- (2) 3町の議会の議長及び議会が選出する議員1名
- (3) 3町の長が協議して定めた学識経験を有する者10名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委

員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前 2 項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第 11 条 会長は、必要に応じて 3 町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会)

第 12 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、3 町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 14 条 協議会に要する経費は、3 町が協議して負担する。

2 3 町は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、事務所のある町の例により会長が定める。

(監査)

第 16 条 協議会の出納の監査は、3 町の長が協議し、3 町の監査委員のうちから 2 名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 17 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬の額は、日額 4,500 円とし、又費用弁償の額は、日額 1,200 円とする。なお、その支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の処置)

第 18 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補 則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度の経費の負担に関しては、第 15 条第 2 項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。

白石・福富・有明3町合併協議会規約に 基づき3町の長が協議して定める事項

白石・福富・有明3町合併協議会規約（以下「規約」という。）の関係各条において、町長が協議して定めるとされている事項について、3町長で次のとおり協議した。

1 会長及び副会長の選任（規約第6条）

- (1) 会長に 喜多 輝昭（福富町長）を選任する。
- (2) 副会長に 小池 善夫（有明町議会議長）を選任する。

2 学識経験者の選任（規約第7条）

学識を有する者として次のとおり委員を選任する。

	氏 名	氏 名	氏 名
白 石 町	香 月 幸 雄	北 村 美 佐 子	副 島 正 典
福 富 町	堤 熊 雄	龍ヶ江 淑 子	片 淵 一 吉
有 明 町	樋 口 和 敏	古 賀 キヨミ	高 尾 茂
県	市町村課長の職にある者		

3 事務局職員（規約第13条）

- (1) 事務局職員は、事務局長1人、事務局次長1人、事務局員6人とし、白石町から3人、福富町、有明町から各2人を充てることとする。
- (2) 事務局次長は、佐賀県職員から派遣された者をもって充てるものとする。

4 白石・福富・有明3町合併協議会経費の負担（規約14条）

白石・福富・有明3町合併協議会経費の負担割合は、均等割及び人口割とし、その割合は50:50とする。

5 監査委員の選任（規約第16条）

監査委員として次のとおり委員を選任する。

	氏 名
白 石 町	福 地 弘 男
有 明 町	陣 内 護

平成15年10月17日

白石町長 山崎 昭維

福富町長 喜多 輝昭

有明町長 片淵 弘晃

白石・福富・有明3町合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 白石・福富・有明3町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第1項の規定に基づき、白石・福富・有明3町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、白石・福富・有明3町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、白石・福富・有明3町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、白石・福富・有明3町の合併に関する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は幹事の互選により定める。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	
白 石 町	助 役	総務課長 企画課長
福 富 町	助 役	総務課長 企画課長
有 明 町	助 役	総務課長 企画課長

白石・福富・有明3町合併協議会事務局規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、白石・福富・有明3町合併協議会（以下「協議会」という。）規約第13条第3項の規定に基づき、協議会事務局（以下「事務局」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事
- (2) 協議会の協議資料の作成に関する事
- (3) 協議会の庶務に関する事
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班、調整班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に局長、次長その他必要な職員を置く。

2 事務局職員として事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて佐賀県職員の派遣要請をすることができるものとする。

3 局長及び次長は、協議会の会長（以下「会長」という。）が任命する。

(職員の職務)

第5条 局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 次長は、局長を補佐し、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決 裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会構成3町との連絡調整に関する事
- (2) 職員研修会等の実施に関する事
- (3) 協議会広報の編集及び発行に関する事

- (4) 事務事業実態調査のとりまとめに関する事
 - (5) 物品購入その他契約の締結に関する事
 - (6) 物品及び現金の出納に関する事
 - (7) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事
 - (8) その他軽易な事項に関する事
- (職員の服務)

第 8 条 事務局職員の服務及び勤務条件については、それぞれの町の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間および休息時間については、会長の属する町の例によるものとする。

(給与等)

第 9 条 事務局職員の給与等については、それぞれの職員が所属する町が負担するものとする。

2 事務局職員の旅費については、会長の属する町の例により事務局の予算において支給するものとする。

(委 任)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係) 白石・福富・有明 3 町合併協議会事務局事務分掌
総務班

- (1) 庶務及び会計に関する事
- (2) 合併の諸手続きに関する事
- (3) 協議会の会議に関する事
- (4) 合併に係る広報に関する事
- (5) 合併に係る資料の編纂等に関する事
- (6) 協議会の予算に関する事
- (7) 予算編成に関する事
- (8) 総務、財政分野の協定項目に関する事
- (9) その他他の班に属さない事

計画班

- (1) 市町村建設計画に関する事
- (2) 財政計画に関する事
- (3) 企画分野の協定項目に関する事

調整班

- (1) 住民、福祉、産業・経済、上・下水道、建設、教育、議会、農業委員会分野の協定項目に関する事

白石・福富・有明3町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白石・福富・有明3町合併協議会規約第15条の規定に基づき、白石・福富・有明3町合併協議会(以下協議会という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、白石町、福富町及び有明町の負担金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算書の写しを速やかに関係町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項および目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を行う。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、事務所のある町の例により、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 会議費	1 会議費	1 会議費
2 事業費	1 事業費	1 調査費
		2 広報啓発費
3 事務費	1 事務費	1 事務費
4 予備費	1 予備費	1 予備費

白石・福富・有明3町合併協議会現金預入金融機関について

白石・福富・有明3町合併協議会現金預入金融機関については、下記金融機関とする。

記

株 式 会 社 佐 賀 銀 行 白 石 支 店

白石・福富・有明3町合併協議会委員等の報酬
及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、白石・福富・有明3町合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条第2項の規程に基づき、白石・福富・有明3町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の支給対象)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、白石町、福富町及び有明町の町長、その他常勤職員以外の者に支給する。

(費用弁償としての旅費の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときには、費用弁償としての旅費の額は、別表に掲げるとおりとする。

(支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか協議会の委員等に支給する旅費については、会長の属する町の旅費に関する条例の規定を準用する。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

別表(第3条関係)

鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
実 費	実 費	実 費	実 費	2,200 円	甲地 10,900 円 乙地 9,800 円	2,200 円

白石・福富・有明3町合併協議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白石・福富・有明3町合併協議会規約(以下「規約」という。)第19条の規定に基づき、白石・福富・有明3町合併協議会の公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及び保管者)

第2条 公印の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その保管者は、それぞれ当該右欄に掲げる者とする。

	公印の種類	公印保管者
庁印	白石・福富・有明3町合併協議会印	事務局長
職印	白石・福富・有明3町合併協議会会長印	事務局長
	白石・福富・有明3町合併協議会事務局長印	事務局長

(公印のひな形及び寸法)

第3条 公印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(保管の方法)

第4条 公印の保管者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて施錠のうえ保管しなければならない。

2 公印は、保管者の承認を受けた場合を除くほか、保管場所以外に持ち出ししてはならない。

(公印の調製、改刻及び廃棄の申請)

第5条 公印保管者は、公印を調製し、改刻し、又は廃棄する必要があると認めた場合は、公印の調製(改刻)(廃棄)申請書(様式第1号)を白石・福富・有明3町合併協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 公印保管者は、公印を改刻し、又は廃棄したときは、不要となった公印の使用を廃止した日から10年間保存しなければならない。

(公印の告示)

第6条 会長は、公印を調製し、改刻、又は廃棄したときは、公印の種類、用途及び印影並びに使用の開始又は廃棄の期日を告示するものとする。

(公印台帳)

第7条 公印保管者は、公印台帳(様式第2号)を備え、公印の種類、印影、その他必要な事項を登録しておかななければならない。

(公印の事故)

第8条 公印保管者は、公印の盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに公印事故届(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(公印の使用)

第9条 公印を使用するときは、押印すべき書類に決裁文書を添えて、公印保管者に提示し、その承認を受けなければならない(様式第4号)。

(公印の刷込み)

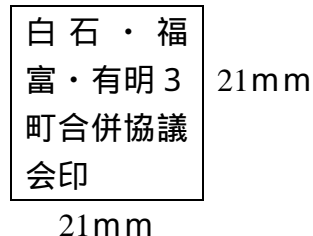
第10条 公印は、特に必要があると認められるときは、証票等にその印影を印刷することができる。この場合においては、刷り込みの都度公印保管者を経て会長に公印刷込み承認願(様式第5号)を提出して承認を受けなければならない。印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じ、公印保管者が保管するものとする。

附 則

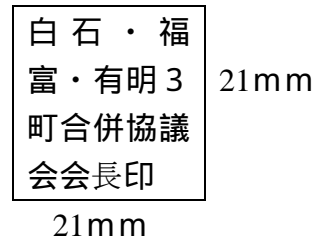
この規程は、平成15年11月1日から施行する。

別表 公印のひな形及び寸法(第3条関係)

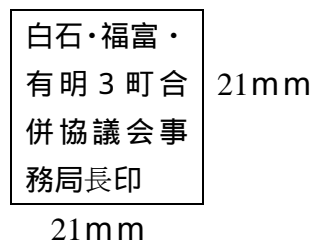
白石・福富・有明3町
合併協議会印



白石・福富・有明3町
合併協議会会長印



白石・福富・有明3町
合併協議会事務局長印



白石・福富・有明3町合併協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白石・福富・有明3町合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、定めないものとする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿(様式第1号)に記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのあるものを携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき協議会の会長(以下「会長」という。)の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

(2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威行為をしないこと

(4) 飲食及び喫煙をしないこと

(5) みだりに席を離れないこと

(6) 他人に迷惑となる行為をしないこと

(7) 携帯電話の電源は切っておくこと

(8) その他会議に秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第 7 条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する処置)

第 9 条 傍聴人がこの規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委 任)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

平成 1 5 年 度

白石・福富・有明 3 町合併協議会会計予算書

白石・福富・有明 3 町合併協議会

平成15年度 白石・福富・有明3町合併協議会会計予算

平成15年度白石・福富・有明3町合併協議会会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,730千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 平成15年度中当協議会の予算支出にあたり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成15年11月1日提出

白石・福富・有明3町合併協議会 会長 喜多輝昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 . 負 担 金		15,728
	1 . 負 担 金	15,728
2 . 県 支 出 金		1
	1 . 県 補 助 金	1
4 . 諸 収 入		1
	1 . 諸 収 入	1
歳 入 合 計		15,730

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 . 会 議 費		3,037
	1 . 会 議 費	3,037
2 . 事 業 費		10,700
	1 . 事 業 費	10,700
3 . 事 務 費		1,490
	1 . 事 務 費	1,490
4 . 予 備 費		503
	1 . 予 備 費	503
歳 出 合 計		15,730

歳入歳出予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
歳入合計			15,730	0	15,730			
1. 負担金			15,728	0	15,728			
	1. 負担金		15,728	0	15,728			
		1. 負担金	15,728	0	15,728	1. 負担金	15,728	白石・福富・有明3町合併協議会負担金 (均等割 50% 人口割 50%) 白石町 6,432 福富町 4,162 有明町 5,134
2. 県支出金			1	0	1			
	1. 県補助金		1	0	1			
		1. 県補助金	1	0	1	1. 県補助金	1	市町村合併協議会支援補助金 1
4. 諸収入			1	0	1			
	1. 諸収入		1	0	1			
		1. 諸収入	1	0	1	1. 諸収入	1	預金利子 1

歳出

(単位:千円)

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
						特定財源		一般財源	区	分		金	額
						県支出金	その他						
		歳出合計	15,730	0	15,730	1		15,729					
		1.会議費	3,037	0	3,037			3,037					
		1.会議費	3,037	0	3,037			3,037					
		1.会議費	3,037	0	3,037			3,037	1.報酬	630	協議会委員等報酬 630		
									9.旅費	218	普通旅費 50 委員出席費用弁償 168		
									11.需用費	724	消耗品費 500 食糧費 224		
									13.委託料	1,415	会議録作成業務委託料 1,415		
									14.使用料及び賃借料	50	会場使用料 50		

歳出

(単位：千円)

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
						特定財源		一般財源	区分	金額			
						県支出金	その他						
2.	事業費		10,700	0	10,700	1		10,699					
	1.	事業費	10,700	0	10,700	1		10,699					
		1.	調査費	7,150	0	7,150			7,150	9.	旅費	300	研修旅費 200 その他出張旅費 100
										11.	需用費	1,850	消耗品費 100 印刷製本費 1,750
										13.	委託料	5,000	市町村建設計画等策定業務委託料 2,000 例規作成支援業務委託料 1,000 電算システム調査業務委託料 2,000
		2.	広報啓発費	3,550	0	3,550	1		3,549	8.	報償費	100	新町名称公募謝礼 100
										11.	需用費	2,400	消耗品費 1,000 印刷製本費 1,400
										12.	役務費	50	郵便料 50
										13.	委託料	1,000	ホームページ開設・運営業務委託料 1,000

歳出

(単位：千円)

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
						特定財源		一般財源	区分	金額		
						県支出金	その他					
3.	事務費		1,490	0	1,490			1,490				
	1.	事務費	1,490	0	1,490			1,490				
		1.	1,490	0	1,490			1,490	9. 旅費	320	普通旅費 研修旅費	220 100
									11. 需用費	380	消耗品費 印刷製本費 食糧費 燃料費	200 100 30 50
									12. 役務費	50	郵便料	50
									13. 委託料	80	事務所内清掃業務委託料	80
									14. 使用料及び賃借料	660	事務所借用料	660
4.	予備費		503	0	503			503				
	1.	予備費	503	0	503			503				
		1.	503	0	503			503				

各種業務の調査委託について

委託内容	予算額	委託業者
1. 新町財政計画策定業務委託料	2,000 千円	(株)八千代エンジニアリング
2. 条例規則作成支援業務委託料	1,000 千円	(株)ぎょうせい

平成 15 年 10 月 17 日

白石・福富・有明 3 町合併協議会の協議のあり方について

白石町、福富町、有明町の 3 町長は、杵島 6 町合併協議会における反省の上に立ち、下記のことを申し合わせる。

記

- 1 協定項目のうち基本的協議事項については、最優先に協議を行い、速やかに確認できるよう努力することとする。
- 2 行政サービス及び住民負担の水準などについては、杵島 6 町合併協議会で確認したことを最大限尊重する。
具体的な水準の調整は、白石・福富・有明 3 町合併協議会で検討されることとなるが、調整方法としては、3 町の中位の水準とすることを基本とする。
- 3 行政サービス及び住民負担の水準などについて、国県の財政支援及び暫定的な措置として調整などを実施した場合には、合併後 3 年を目途に適正水準にすることとする。

白石・福富・有明3町合併協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白石・福富・有明3町合併協議会(以下「協議会」という。)規約第10条第3項の規程に基づき、協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議の運営に際しては、公平及び公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 協議会の会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもつて進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員(議長及び副会長を含む。以下同じ。)の3分の2以上の賛同をもって議事を進めることができるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(会議録等の閲覧)

第8条 何人も、会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧を請求することができる。

2 閲覧に供する会議録等は、原則として当該文書の写しとする。

3 前項の規定にかかわらず、個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれのある事項その他閲覧に供することが適当でない認められる事項を記載した会議録等の全部または一部については、閲覧に供しな

いことができる。

- 4 閲覧の請求は、別記様式第1号の会議録等閲覧申出書により行うものとする。
- 5 閲覧に供する場所は、協議会の事務所の所定の場所とし、その時間は、当該事務局の執務時間内とする。
- 6 閲覧請求者は、1枚あたり10円の実費を負担して会議録等の写しの作成を求めることができる。

(規 律)

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 会議場において、資料、新聞紙及び文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(会議録署名委員)

第10条 会議録に署名すべき委員は2名とし、議長が会議において指名する。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

平成15年11月1日

承認

白石・福富・有明3町合併協議会運営申し合わせ事項~~(案)~~

白石・福富・有明3町合併協議会運営規程を補完するものとして、次のとおり申し合わせ事項を定める。

1 開催日程

会議開催日及び開催時間は原則として、以下のとおりとする。

(1) 開催日 毎月開催するものとする。

(2) 会議時間 午後1時30分から

(3) 開催場所 各町持ち回りとする。

2 協議の方法

協議事項については、原則として、その内容説明を行った後で質疑及び協議を行うものとする。

3 資料提供の取扱い

協議会資料は、傍聴者に対しても配布するものとし、30部用意する。

4 協議会欠席について

協議会をやむを得ず欠席する場合、委員は事前に事務局に連絡するものとする。

5 代理出席について

代理出席は、原則として認めないものとする。

但し、町長、町議会議長、県職員が病気、事故等により長期にわたり協議会に出席できない場合については、協議会において協議するものとする。

6 発言について

各委員は、町名及び氏名を最初に発言し、質疑等を行うものとする。

平成15年11月1日

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第2号 (第1回協議会 [平成15年11月1日] 提案)
 (第1回協議会 [平成15年11月1日] 確認)

協定項目	合併協定項目について	関係項目	合併協定項目について
調整の内容	合併協定項目について		
調整の具体的内容	協定項目については、47項目(小項目を含めて51項目)		
合併協定項目 (基本的協議事項)		23	地域間交流等の取扱い
1 合併の方式	「新設合併」「編入合併」の方式の選択	24	地域間交流事業等の取扱い
2 合併の期日	合併期日についての協議	25	女性委員の登用、男女共同参画プラン等の取扱い
3 新町の名称	「新設合併」の場合、名称が必要	26	国民健康保険事業の取扱い
4 新町の事務所の位置	役所の場所についての協議	27	保険給付の内容及び保険税、督促手数料、基金等についての取扱い
5 財産の取扱い	土地・建物・債権・債務等の取扱いの協議	28	納税関係の取扱い
合併協定項目 (合併特例法に規定されている特例の協議事項)		29	納税奨励金、貯蓄組合補助金等の取扱い
6 地域審議会の取扱い	一定期間旧市町村単位で地域審議会を設置することの協議	30	電算システムの取扱い
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	議会の議員の定数及び在任期間等の取扱い	31	電算機器及びシステムの統一
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	農業委員会の委員の定数及び在任期間等の取扱い	32	広報広聴の取扱い
9 地方税の取扱い	地方税の賦課、不均衡がある場合の不均一課税の取扱い	33	広報紙、相談業務等の取扱い
10 一般職の職員の身分の取扱い	職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件等の取扱い	34	情報通信関係の取扱い
合併協定項目 (その他必要な協議事項)		35	防災無線の取扱い
11 特別職の身分の取扱い	三役及び各種審議会委員等の特別職の取扱い	36	各福祉制度の取扱い
12 条例・規則の取扱い	使用料、手数料、補助金又は各種事業の取扱い及び条例規則の整備	37	高齢者福祉の取扱い
13 事務組織及び機構の取扱い	自治法及び行政組織に関する法令等による設置協議(議会事務局等)	38	母子・児童福祉の取扱い
14 一部事務組合等の取扱い	構成団体となっている一部事務組合の脱退・加入及び規約の変更等	39	障害者福祉の取扱い
15 使用料・手数料等の取扱い		40	社会福祉協議会の取扱い
15-1 窓口業務関係の取扱い	交付・証明手数料の取扱い	41	委託・補助・単独事業の取扱い
15-2 施設関係の取扱い	公園等の使用料等の取扱い	42	保健衛生の取扱い
16 公共的団体等の取扱い		43	健康診査(老人、成人、妊婦等)、伝染病予防対策、狂犬病等の取扱い
16-1 公共的団体等の取扱い	商工会議所・婦人会等の公共的団体の再編・統合等	44	ごみ・し尿処理の取扱い
16-2 財団等の取扱い	財団、第3セクター等の取扱い	45	農林業の取扱い
17 補助金・交付金等の取扱い	各種補助制度の実態把握、合併後の財政状況等を勘案した統合的整理	46	農業生産基盤事業、農業団体等の取扱い
18 町名・字名の取扱い	町・字名の区域や名称についての設定・変更等の取扱い	47	水産業の取扱い
19 慣行の取扱い	町章、町の花・木、町民憲章、行事等	48	漁港施設、漁協団体等の取扱い
20 消防団の取扱い	区域、分団組織等の取扱い	49	商工業、観光施設・各種イベント等の取扱い
21 防災関係の取扱い	地域防災計画(防災会議)、水防計画(水防協議会)の策定、対策の取扱い	50	建設計画、工事費用等の取扱い
22 行政区の取扱い	行政区、町内会などの取扱い及び委託助成事業	51	公営住宅の取扱い
		52	一般公営住宅の取扱い、改良・特定公共住宅の家賃の取扱い
		53	上水道の取扱い
		54	料金、負担金、手数料等の取扱い
		55	下水道の取扱い
		56	使用料金、助成制度等の取扱い
		57	通学区域の取扱い
		58	小中学校・幼稚園の通学区域の取扱い
		59	学校教育の取扱い
		60	幼稚園の授業料、校医、健康診断等の取扱い
		61	学校給食の取扱い
		62	給食費、施設等の取扱い
		63	社会教育の取扱い
		64	図書館、公民館、指定文化財等の取扱い
		65	社会体育の取扱い
		66	体育指導員、施設利用料等の取扱い
		67	人権・同和教育の取扱い
		68	人権及び同和教育に係る教育等の取扱い
		69	新町建設計画
		70	
		71	

調整内容

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第3号 (第1回協議会 [平成15年11月1日] 提案)
 (第1回協議会 [平成15年11月1日] 確認)

協定項目	合併の方式	関係項目	合併の方式について																																														
調整の内容	白石町、福富町、有明町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併(対等合併)とする。																																																
調整内容	<p>「市町村の廃置分合」 地方自治法第7条について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃置分合」とは、法人格の変動を伴う地方公共団体の区域の変更であり、通常、分割・分立・合体及び編入の4種がある。 合体とは、二以上の地方公共団体を廃して、その区域をもって一の地方公共団体を置くことをいう。 編入とは、地方公共団体を廃してその区域を既存の他の地方公共団体の区域に加えることをいう。 いずれの場合にも、地方公共団体の廃止(法人格の消滅)または地方公共団体の設置(法人格の発生)を伴うものである。 																																																
	<p style="text-align: center;">新設合併(対等合併)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">A町</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">B町</div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">C町</div> </div> <p style="text-align: center;">(合併前) (合併後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併関係市町村が全て廃されるため新たな町の名称を定める。 ・新しい事務所は合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定する。 ・合併関係市町村の財産、公共施設は合併市町村が引き継ぐ。 (以下、基本的な比較は、別紙資料参照) 	<p style="text-align: center;">編入合併(吸収合併)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">A町</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">B町</div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">A町</div> </div> <p style="text-align: center;">(合併前) (合併後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併後の新町の名称は、編入をする市町村の名称となる。 ・合併後の事務所は、編入する市町村の事務所となる。 ・合併関係市町村の財産、公共施設は編入する市町村が引き継ぐ。 (以下、基本的な比較は、別紙資料参照) 																																															
	<p>【近年の合併例】</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">勝田市</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">那珂奈市</div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ひたちなか市</div> </div> <p style="text-align: center;">(平成6年11月1日)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">秋川市</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">五日市市</div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">あきる野市</div> </div> <p style="text-align: center;">(平成7年9月1日)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">篠山町</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">佐紀町</div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">篠山市</div> </div> <p style="text-align: center;">(平成11年4月1日)</p>	<p>【近年の合併例】</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">北部町</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">河内町</div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">熊本市</div> </div> <p style="text-align: center;">(平成3年2月1日)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">上郷町</div> <div style="margin: 0 10px;">編入 ⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">飯田市</div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">飯田市</div> </div> <p style="text-align: center;">(平成5年7月1日)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">大野村</div> <div style="margin: 0 10px;">編入 ⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">鹿嶋町</div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">鹿嶋市</div> </div> <p style="text-align: center;">(平成7年9月1日)</p>																																															
	<p>【篠山市の例】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成8年</td> <td style="width: 15%;">3月4日 4月18日</td> <td style="width: 70%;">第1回多紀郡合併研究会(町長・議長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第3回研究会で基本的5項目(合併形式等)を確認[対等合併とする]</td> </tr> <tr> <td>平成9年</td> <td>4月15日 6月27日</td> <td>第1回合併協議会開催</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第3回協議会において合併の方式を確認[合体(対等)合併とする]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月18日</td> <td>第19回協議会において合併特例法の改正による「市」への移行関係協議事項確認</td> </tr> <tr> <td>平成10年</td> <td>4月27日</td> <td>4町による合併協定書調印</td> </tr> <tr> <td>平成11年</td> <td>1月14日</td> <td>4町議会で市制施行議案を全会一致で可決・市制施行申請書を知事へ提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4月1日</td> <td>篠山市発足</td> </tr> </table>	平成8年	3月4日 4月18日	第1回多紀郡合併研究会(町長・議長)			第3回研究会で基本的5項目(合併形式等)を確認[対等合併とする]	平成9年	4月15日 6月27日	第1回合併協議会開催			第3回協議会において合併の方式を確認[合体(対等)合併とする]		12月18日	第19回協議会において合併特例法の改正による「市」への移行関係協議事項確認	平成10年	4月27日	4町による合併協定書調印	平成11年	1月14日	4町議会で市制施行議案を全会一致で可決・市制施行申請書を知事へ提出		4月1日	篠山市発足	<p>【熊本市の例】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">昭和63年</td> <td style="width: 15%;">5月～8月</td> <td style="width: 70%;">熊本市・飽託郡4町合同合併協議会合併協定書調印式</td> </tr> <tr> <td>平成元年</td> <td>4月1日</td> <td>熊本市「合併推進室」を設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月20日</td> <td>第1回(合同)合併協議会開催</td> </tr> <tr> <td>平成2年</td> <td>6月4日</td> <td>第4回(合同)合併協議会開催(第二次熊本市案について合意)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>関係市町村合併申請議案の議決</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6月30日</td> <td>熊本市・飽託郡4町合同合併協議会合併協定書調印式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7月9日</td> <td>県知事へ熊本市・飽託郡各町の廃置分合の申請</td> </tr> <tr> <td>平成3年</td> <td>2月1日</td> <td>飽託郡4町が編入し、熊本市となる</td> </tr> </table>	昭和63年	5月～8月	熊本市・飽託郡4町合同合併協議会合併協定書調印式	平成元年	4月1日	熊本市「合併推進室」を設置		10月20日	第1回(合同)合併協議会開催	平成2年	6月4日	第4回(合同)合併協議会開催(第二次熊本市案について合意)			関係市町村合併申請議案の議決		6月30日	熊本市・飽託郡4町合同合併協議会合併協定書調印式		7月9日	県知事へ熊本市・飽託郡各町の廃置分合の申請	平成3年	2月1日
平成8年	3月4日 4月18日	第1回多紀郡合併研究会(町長・議長)																																															
		第3回研究会で基本的5項目(合併形式等)を確認[対等合併とする]																																															
平成9年	4月15日 6月27日	第1回合併協議会開催																																															
		第3回協議会において合併の方式を確認[合体(対等)合併とする]																																															
	12月18日	第19回協議会において合併特例法の改正による「市」への移行関係協議事項確認																																															
平成10年	4月27日	4町による合併協定書調印																																															
平成11年	1月14日	4町議会で市制施行議案を全会一致で可決・市制施行申請書を知事へ提出																																															
	4月1日	篠山市発足																																															
昭和63年	5月～8月	熊本市・飽託郡4町合同合併協議会合併協定書調印式																																															
平成元年	4月1日	熊本市「合併推進室」を設置																																															
	10月20日	第1回(合同)合併協議会開催																																															
平成2年	6月4日	第4回(合同)合併協議会開催(第二次熊本市案について合意)																																															
		関係市町村合併申請議案の議決																																															
	6月30日	熊本市・飽託郡4町合同合併協議会合併協定書調印式																																															
	7月9日	県知事へ熊本市・飽託郡各町の廃置分合の申請																																															
平成3年	2月1日	飽託郡4町が編入し、熊本市となる																																															

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

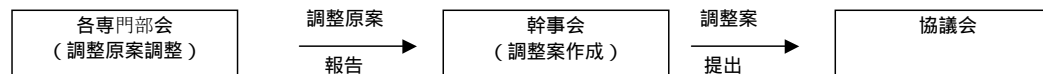
協議第4号（第1回協議会 [平成15年11月1日] 提案）
 （第 回協議会 [平成 年 月 日] 確認）

協定項目	新町の名称	関係項目	新町名称の選定方法について
調整の内容	新町名称の選定方法については、一般公募による方法とする。		
調整の具体的内容	一般公募による方法は、「新町名称募集及び選定要領」による。		
調整内容	<p>新町名称募集及び選定要領</p> <p>（趣 旨） 第1条 この要領は、白石町、福富町、有明町が合併した場合の新しいまちの名称を公募することにより、新町にふさわしい名称の選定と、住民がまちづくりに関わる機会を設けることを目的とする。</p> <p>（周知の方法） 第2条 新町の名称募集については、協議会だより、ホームページ、3町の広報誌等により周知を行う。</p> <p>（応募の条件等） 第3条 募集の条件、方法、期間等は次のとおりとする。 （1）新町にふさわしい名称であること。 （2）新町名候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前とする。 （3）応募資格は、白石・福富・有明3町に居住する者とする。 （4）応募には、「新町の名称（ふりがな）」、「提案理由」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「電話番号」を記載するものとする。 （5）1応募について1人1点とする。 （6）応募は、「官製はがき」、「ファックス」、「電子メール」、「応募用紙（3町役場に備え付け）」とする。 （7）募集期間は、平成15年11月17日から平成15年12月16日までの1ヶ月間とする。</p> <p>（募集結果の公表） 第4条 応募された名称は、白石・福富・有明3町合併協議会ホームページ及び協議会だよりで公表する。</p> <p>（選定方法） 第5条 選定方法は次のとおりとする。 （1）応募多数を前提としないものとする。 （2）第1次選定として、応募されたすべての作品の中から、幹事会において5作品程度を選定し、協議会に諮る。 （3）協議会において、第1次選定により選定された作品の中から、協議により新町名候補1作品を決定する。協議による選定が困難な場合は、協議会委員全員による投票を行う。</p>		<p>（懸賞等について） 第6条 名称公募にあたって、次のとおり懸賞を設ける。 （1）記念品の種類・内容等は次のとおりとする。 名付け親大賞 1名 現金5万円 名付け親賞 5名 現金1万円 （2）名付け親大賞は、新町名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選を行い1名を決定する。抽選は合併協議会の会議の場において公開で行う。 （3）名付け親賞は、新町名称として選ばれた作品の応募者の中で、「名付け親大賞」の抽選から漏れた者の中から5名を抽選により決定する。抽選については、「名付け親大賞」の例によるものとする。 （4）「名付け親大賞」及び「名付け親賞」は、協議会で新しい名称が決定された次の協議会において抽選し、決定する。</p> <p>（応募作品の位置づけ） 第7条 応募されたものの中から新町の名称を決定する。応募された作品に関する一切の権利は白石・福富・有明3町合併協議会に帰属するものとする。</p> <p>（その他） 第8条 その他、新町名称の選定に関し必要な事項については、会長が別に定める。</p>

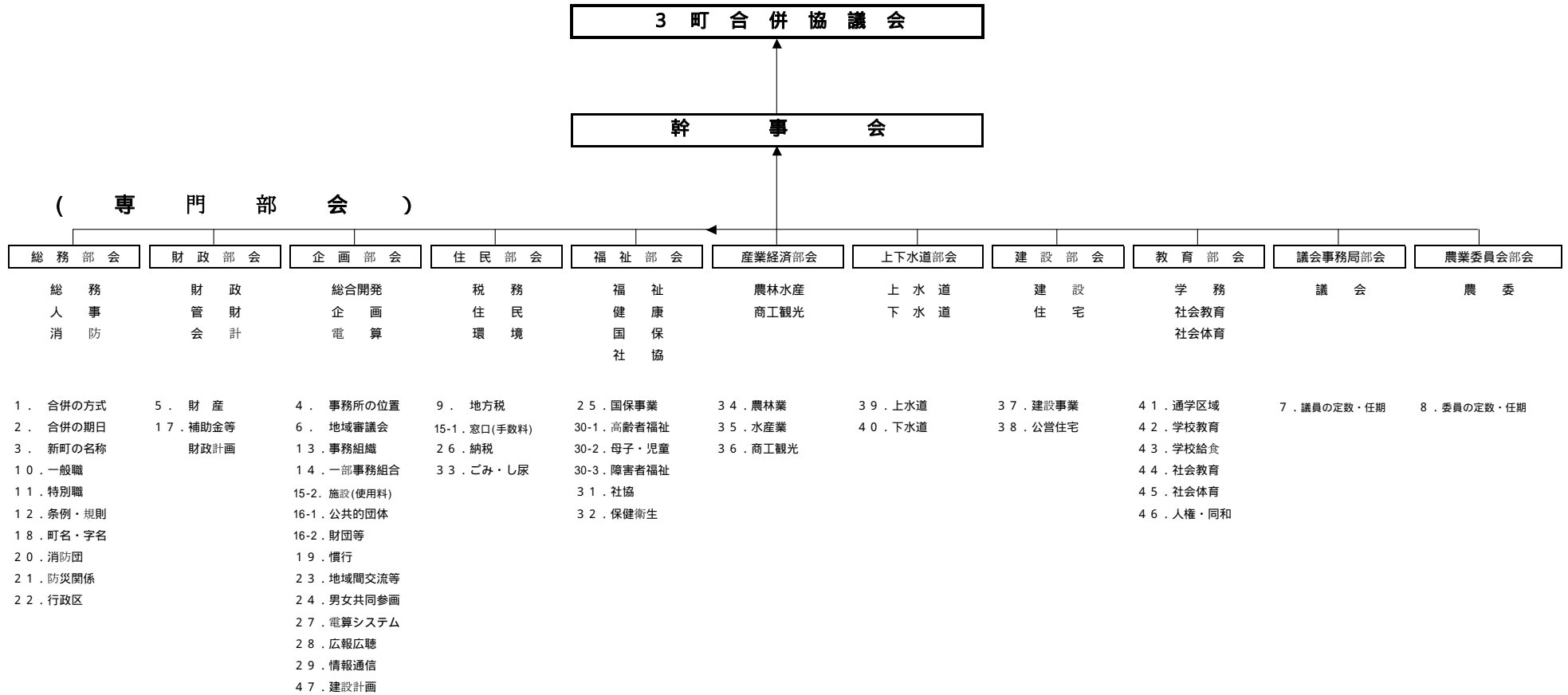
白石・福富・有明 3 町合併協議会 合併協議会スケジュール表（平成 15 年 1 1 月～平成 16 年 2 月）

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
合併協議会	15 年 11 月 1 日（土） 第 1 回協議会（白石町公民館） 規約の報告 会長等の選任、報告 諸規程・予算等の報告 協定項目 A 群提案・協議	15 年 11 月 17 日（月） 第 2 回協議会（福富町公民館） 協定項目 B 群提案・協議	15 年 12 月 10 日（水） 第 3 回協議会（有明町公民館） 協定項目 C 群提案・協議	15 年 12 月 25 日（木） 第 4 回協議会（白石町公民館） 協定項目 D 群提案・協議	16 年 1 月 15 日（木） 第 5 回協議会（福富町公民館） 3．新町の名称の決定 協定項目 E 群提案・協議 建設計画（事前提案）	16 年 2 月 5 日（木） 第 6 回協議会（有明町公民館） 建設計画（協議）
幹事会		15 年 11 月 10 日（月） 第 1 回幹事会 協定項目 B 群事前協議	15 年 12 月 2 日（火） 第 2 回幹事会 協定項目 C 群事前協議	15 年 12 月 17 日（水） 第 3 回幹事会 協定項目 D 群事前協議	16 年 1 月 7 日（水） 第 4 回幹事会 協定項目 E 群事前協議	
専門部会		15 年 11 月 4 日 B 群最終報告	15 年 11 月 26 日 C 群最終報告	15 年 12 月 11 日 D 群最終報告	15 年 12 月 24 日 E 群最終報告	
事務局	協定項目 A 群 1．合併の方式 3．新町の名称公募	協定項目 B 群 2．合併の期日 4．新町の事務所の位置 5．財産の取扱い 14．一部事務組合等の取扱い 15．使用料、手数料等の取扱い 15-2．施設関係の取扱い 16．公共的団体等の取扱い 16-1．公共的団体等の取扱い 16-2．財団等の取扱い 19．慣行の取扱い 23．地域間交流等の取扱い 24．男女共同参画の取扱い 27．電算システムの取扱い 28．広報広聴の取扱い 29．情報通信関係の取扱い	協定項目 C 群 6．地域審議会の取扱い 7．議会議員の定数及び 任期の取扱い 8．農業委員の定数及び 任期の取扱い 9．地方税の取扱い 15．使用料、手数料等の取扱い 15-1．窓口業務関係の取扱い 25．国民健康保険事業の取扱い 26．納税関係の取扱い 30．各福祉制度 30-1．高齢者福祉の取扱い 30-2．母子、児童福祉の取扱い 30-3．障害者福祉の取扱い 31．社会福祉協議会の取扱い 32．保健衛生の取扱い 33．ごみ、し尿処理の取扱い	協定項目 D 群 10．一般職の職員の身分の取扱い 11．特別職の身分の取扱い 12．条例、規則の取扱い 13．事務組織及び機構の取扱い 20．消防団の取扱い 21．防災関係の取扱い 34．農林業の取扱い 35．水産業の取扱い 36．商工観光の取扱い 37．建設関係事業の取扱い 38．公営住宅の取扱い 39．上水道の取扱い 40．下水道の取扱い	協定項目 E 群 3．新町の名称 17．補助金、交付金等の取扱い 18．町名、字名の取扱い 22．行政区の取扱い 41．小中学校、幼稚園の 通学区域の取扱い 42．学校教育の取扱い 43．学校給食の取扱い 44．社会教育の取扱い 45．社会体育の取扱い 46．人権、同和教育の取扱い 47．新町建設計画	

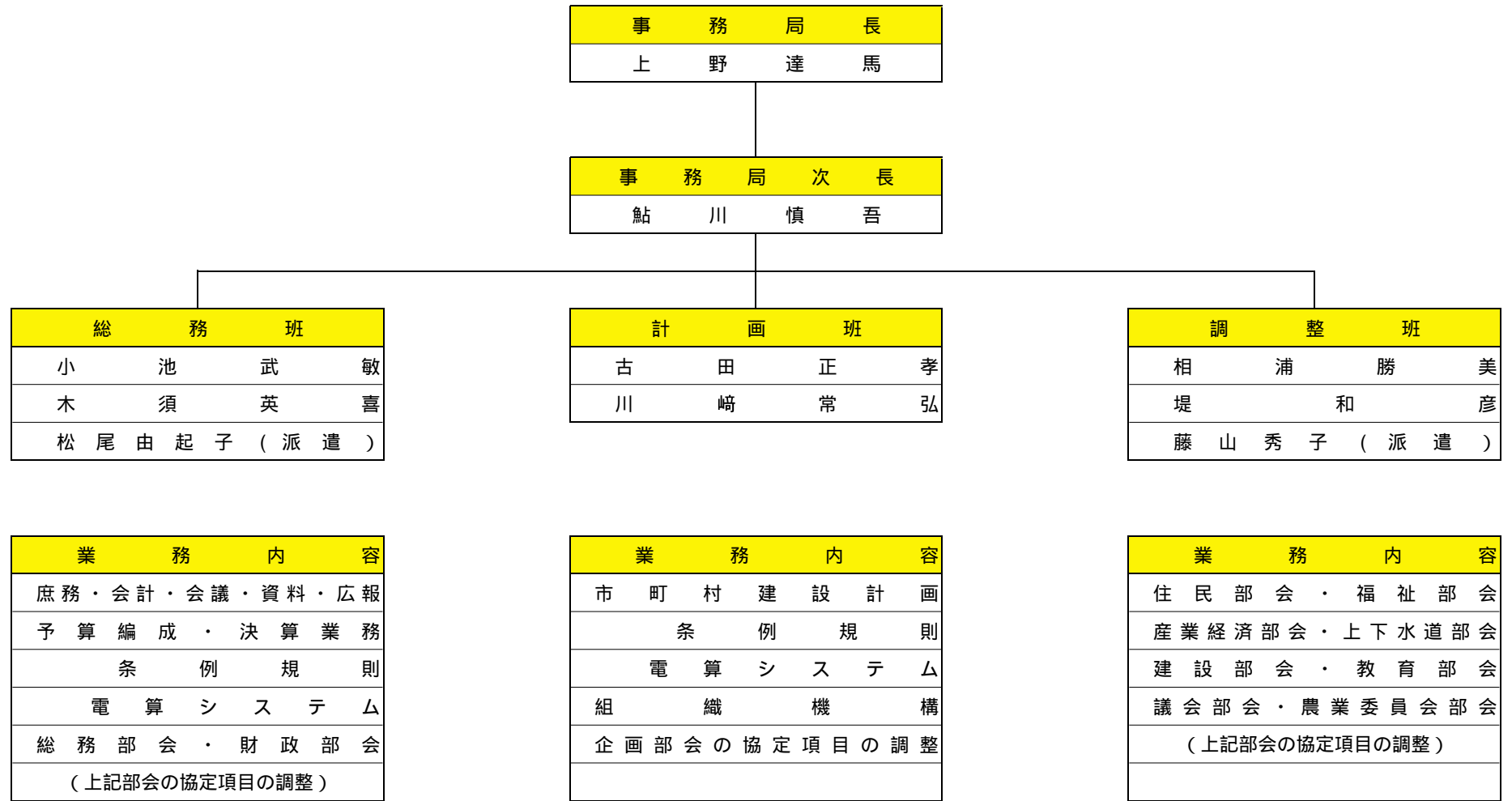
基本的、事務の流れ



白石・福富・有明3町合併協議会 組織体制



白石・福富・有明3町合併協議会事務局体制



共通作業項目 (主 副)

連絡先

〒849-1112

佐賀県杵島郡白石町大字福田 1312-1

白石・福富・有明3町合併協議会 事務局

TEL 0952-71-5266

FAX 0952-71-5267

E-mail sfa3t-gk@vp.saganet.ne.jp